

## 勞働問題解決の一提案

山本美越乃

資本對勞働の問題は最近我が國に於ても著しく朝野の視聽を惹くに至り、或は勞働組合の公認運動の如き、或は勞働黨の組織問題の如き、又近くは巴里に於ける萬國勞働會議に我が代表者を派遣したるが如き、少くとも其の外形に於ては世界的の一大潮流に乗じて、共に此の問題の解決に力を致さんとするが如き觀あり、然れ

ども由來資本對勞働の問題は、單に外部的の運動又は強制のみに依りて之を解決し得べきに非ずして、業主及勞働者の内部的の覺醒に俟つに非ずんば到底圓滿なる解決を望むべからず、他の各種の社會問題に於けるが如く、資本對勞働の問題に關しても、歐米に於ては當事者自ら自發的に之が解決方法を攻究して、其の目的の貫徹に努むるを怠らずと雖ども、我が國に於ては當事者の覺醒未だ此の域に達せざるが如き憾みあり。最近英國に起れる此の種の自發的運動

中 “Devon and Cornwall Association for Industrial and Commercial Reconstruction” の資本對勞働問題の解決に關する提案の如きは、我が國人の參考に資すべき點少からざるを以て、左に其の要旨を紹介すべし (U. S. Monthly Labor Review, Oct, 1918. 參照)

戦前に於ける一般産業社會の實況より推して之を考ふる時は、業主對勞働者間の確執の最大原因を成す所のものは、實に相互の間に於ける不信及猜疑の念に在り、今次の戦争は幸にして

是等兩者の調停及協力に與かりて力ありしとは謂へ、這は畢竟一時的の幻象に過ぎずして、戦後に於ては産業復員及之が改造等の爲めに、戦前に於けるよりも一層困難なる問題に遭遇すべき危険甚だ多し、故に刻下の急務は業主對勞働者間に不信及猜疑の念を起さしむるに至れる原因を探求して、之を除去せんことに全力を注ぐに在り。

- 業主對勞働者間に不信及猜疑の念を起さしむるに至れる原因は固より種々ありしと雖ども、
- (一) 勞働者をして自己の従事せる事業の管理及之に對する責任に全然關與せしめざること、
  - (二) 勞働者に事業經營の實況を知らしめざるが故に、利益分配等に關しても業主の行動に對して信頼するの念を缺けること、
  - (三) 業主の任意に解雇を斷行して毫も顧みざること、
  - (四) 業主中には又彼等相互の團結及勞働者間の團結行的動に反對せんとする者あること、
- 等は其の最も主なるものにして、就中(一)の原因

の如きは極めて重大なる關係を有するも、こは産業上の利益分配の割合は互に對立せる二箇の勢力、即ち資本及勞働の何れが優勢的地位を占むるかに依りて決せらる、との現今の普通の觀念の變更せられざる限りは、容易に除去し得べからざる所に屬す、故に此の原因を除去せんと欲せば、一國の産業に對する新なる觀念の鼓吹を必要とし、即ち一國の産業は單に業主又は勞働者の地位よりのみ之を考察するに非ずして、常に國家的事業若くは國民的生活の一般の見地より之を考察するの態度に出でしむべきこと是れなり、國民の健全なる身體と精神とを維持せしむることは、社會全般の共に其の責に任すべき問題にして、一國の産業の如きも亦宜しく此の大的目的に合し得る様其の組織を改めざるべからず、一切の産業は人類の爲めに存するも、人類は産業の爲めに存するものに非ざることを吾人の心に銘せざる可からず、若し此の主義にして承認せられ且實行せらるる時は、産業社會に於ける諸種の難問題の如きも自ら解決の

曙光を認むるに至るべし。

此の主義の承認と共に、業主と勞働者との間に於ける意志の疏通を計り相互の理解を助くる方法として時々會合を開き、互に腹藏なき意見を吐露して一は業主をして勞働社會の實況に通せしむると共に、又勞働者各自に於ても互に智識を交換し得べき機會を作る時は、失職問題・解雇問題・生産制限問題等の發生の危険を減少することを得べし。又現今行はるる所の協同的勞働契約主義は、單獨的の勞働契約主義に優ること遙かなるを以て宜しく之を奨勵すべく、從て業主の執るべき最良の方法は、勞働團體の成立を妨ぐるに非ずして寧ろ之を助け、自らも亦團體を組織して之と和衷協力して産業社會の發達を圖るに在り。

過去に於ける産業社會の軋轢又は紛争の多くは、前述の如く資本家若くは企業者等の不當なる利益の獨占に對する疑念及公正なる賃金又は利益分配の制度を定むべき進歩したる産業組織の缺如に原因するが故に、産業上の組織を改め

凡ての産業に關して平均的の生産費及該産業の基礎的要件たるべき事項を定め、業主等をして之に準據せしむる目的を以て産業評議會を組織し、特に秘密を要する事項の外は事業の實況を開示する方法を採用する時は、不當なる利益の獨占に關する疑念を一掃し、勞働者も亦自己の當然受け得べき利益の分配額を豫見し得るが故に、斯かる點より爭議を生ずるが如きことなきに至るべし。

更に業主對一般勞働者間の關係を圓滿ならしめんが爲めには、職工長又は監督の選任及訓練に一層の注意を要す、蓋し彼等の人物の如何は直接其の下に勞働に従事しつある一般勞働者の利害に影響を及ぼすこと大なるを以て、其の任免には能ふ限り一般勞働者の意見を參酌するの必要あり。又勞働者の解雇は事業利益の如何に原因すること多く、從て最終の決定權は固より業主に存するも、其の權利の濫用を防止せんが爲めに、之が正否を審判すべき制度を設け、解雇問題に關して時宜に依りては訴訟を提起し

得べき權利を勞働者に與ふるを適當とす。

強制和解の制度は産業社會の平和を維持する一方法として推奨せらるべきも、強制仲裁の制度は却て其の平和を害するの虞れあり、故に能ふ限り和解の方法を採用し、和解委員には現在よりも更に多くの權能を賦與すると共に、係争事件は成るべく迅速敏捷に之を和解せしむるを要す。又勞働紹介の制度を廣く普及せしめ、且其の效果をして一層有效ならしめんことに斷えず努力せざるべからず。戰爭の爲めに女子勞働の範圍を擴張し、男子の勞域は女子に依りて蠶食せられたるが如き傾きあるも、戦後直ちに女子の解雇を斷行することは事實上不可能なるのみならず、戰爭に因りて生じたる損害の恢復は國民の生産力の増加に俟つの他途なきが故に、女子に對しても亦適當なる地位を與へ、男子と共に生産上に協力せしむることは蓋し至當の要求と稱せざるを得ず、然れども子女又は勞働不能の夫を有し生活を支ふるに足るべき充分なる年金を受くる女子に對しては、寧ろ勞働市場を

閉鎖するを適當とす。最後に賃金に關しては(一)基礎的賃金又は最低賃金(二)補給的賃金又は給與の別を設け、後者は勞働者の勤勉・努力其他肉體的及精神的の諸種の事情を參酌して之を給するの方針に出づべし。

以上は前記協會の提案中我が國民にとりても參考となるべき點を摘示したるに過ぎず、是等の提案が如何なる程度迄實現せらるべきかは未知の問題に屬すと雖ども、要するに彼れに在りては資本對勞働の問題は能ふ限り當事者双方の協力に依りて之を解決せんことに苦心しつつあるも、我れに於ては實に勞働者のみならず資本家又は企業者間に在りても、未だ斯かる問題に關して深く考慮を費やす者なきは、偶ま彼我兩國民の此の種の問題に對する自覺心の差異を證明するものと言ふを得べきなり。